

帯広市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 11 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 30 号

帯広市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(帯広市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 帯広市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「工事は、」の次に「管理者又は」を加え、同項ただし書中「管理者が必要と認めたときは、自らこれを施行することができる。この場合における当該工事費の算出方法は、管理者が別に定める。」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りでない。」に改め、同条第 4 項中「のただし書」を「本文の規定」に改める。

(帯広市下水道条例の一部改正)

第 2 条 帯広市下水道条例（昭和 59 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条ただし書中「管理者が公共下水道の管理に支障がない」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要がある」に改める。

(帯広市農村下水道施設管理条例の一部改正)

第 3 条 帯広市農村下水道施設管理条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条ただし書中「管理者が個別排水処理施設の管理に支障がない」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要がある」に改める。

第 10 条の 6 後段を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。